

法律の概要

Q6

<p>土壌汚染対策法の特定有害物質や基準値が変わるって本当ですか？いつからですか？</p>

2003年2月の土壌汚染対策法の施行以降、特定有害物質の種類及び基準値については長いこと変化がありませんでしたが、2014(平成26)年3月より土壌制度専門委員会²で特定有害物質の項目の追加・変更及び基準値の変更が検討され始めています。検討されている特定有害物質の項目の追加・変更及び基準値の変更を表6-1に示します。特定有害物質の項目の追加は公共用水域や地下水環境における検出状況に基づくものであり、基準値の変更はTDI(耐容一日摂取量)の変更に基づくものになります。また、いずれも土壌環境との関連が深い水質環境基準及び地下水環境基準には既に反映されており、土壌環境基準についても土壌汚染対策法に先行して改正が進められています。

表6-1に示した特定有害物質の項目の追加・変更及び基準値の変更は、項目ごとに分けて検討されており、1,1-ジクロロエチレンの基準値緩和については2014(平成26)年8月に改正済です。現在は、1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーの追加が検討されています。

改正に伴って、過去に3条調査や4条調査を行った土地において、再度、法の調査契機に該当する場合には、以下の問題が生じることが予想されます。

- ・ 塩化ビニルモノマーの親物質³の使用履歴がある土地では、親物質について調査が済んでいても塩化ビニルモノマーについて再度調査が必要となってしまう。
- ・ トリクロロエチレン及びカドミウムについては、過去の調査で「基準適合(汚染なし)」とされていたものが、基準値が強化されたため、分析値によっては評価が覆ってしまう。なお、トリクロロエチレンについては、土壌ガスから検出されていなければ影響は受けない。

表6-1 土壌制度専門委員会における特定有害物質の項目の追加その他の検討内容

	項目名	土壌溶出量基準		検討状況
		改正前	改正後	
項目の追加・変更	1,4-ジオキサン	—	0.05mg/L*	検討中。平成27年度答申予定。
	塩化ビニルモノマー	—	0.0002mg/L*	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L (シス体のみ)	0.04mg/L (シス体とトランス体の合計)	未着手。
基準値の変更	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L	0.1mg/L	2014年8月改正済。
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	0.003mg/L	未着手。
	トリクロロエチレン	0.03mg/L	0.01mg/L	未着手。

*: 地下水環境基準その他より、土壌汚染対策法の特定有害物質に追加された場合に予想される値。

² 中央環境審議会 土壌農薬部会 土壌制度専門委員会

³ テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン